

株 主 各 位

大阪府守口市橋波東之町二丁目5番9号

株式会社エスティック

代表取締役社長 鈴木 弘

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月15日(木曜日)午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 6月16日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府守口市河原町10-5

ホテル・アゴーラ大阪守口 2F ロイヤルプリンセス
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照下さい。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第24期（平成28年3月21日から平成29年3月20日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（平成28年3月21日から平成29年3月20日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.estic.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

第 24 期 事 業 報 告

〔平成28年 3月21日から
平成29年 3月20日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復基調が続き雇用や所得環境が改善し、個人消費におきましては底堅く推移したものの、熊本地震など自然災害の影響や燃費改ざんによる軽自動車の買い控えなどにより一部に下押し要因の影響が見られました。設備投資におきましては引き続き堅調に推移しているものの、為替相場が円高傾向に動き企業のマインドの一部には慎重さが見られました。

このような状況のなか、当社主力販売先である自動車産業界における設備投資の状況につきましては、国内市場では前年に引き続き堅調な設備投資環境が継続しており、生産工場における環境やエネルギー効率に配慮した「エアース」「電動化」の波が、ハンドナットランナの販売拡大の要因の一部としてより顕著になってまいりました。

海外市場では、米国市場では堅調な景気回復を背景に自動車メーカー各社の積極的な設備投資が継続しているなか、米国販売子会社の増員などによる販売体制及びメンテナンス体制の強化により特に日系自動車メーカーを中心に堅調に販売を拡大してまいりました。また中国市場においては政府による各種政策による中国経済の下支えにより設備投資も全体としては慎重な投資マインドの中、一部には積極的な設備投資の動きもあり、特にハンドナットランナを中心に前年を上回る販売状況で推移いたしました。

その結果、当連結会計年度は、売上高4,136百万円(前期比15.8%増)、営業利益915百万円(前期比42.7%増)、経常利益929百万円(前期比33.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益598百万円(前期比30.6%増)となりました。

なお、当社製品は、ネジ締付装置、同部品及びネジ締付工具でありますので、単一セグメントとして市場環境を判断しております。

製品別の売上高は次のとおりであります。

区 分	金 額 (千円)	構 成 比 (%)
ナ ッ ト ラ ン ナ	1,035,754	25.0
ハ ン ド ナ ッ ト ラ ン ナ	2,117,831	51.2
サ ー ボ プ レ ス	100,778	2.5
ネ ジ 締 付 装 置	690,884	16.7
修 理 ・ 点 検 ・ そ の 他	191,313	4.6
合 計	4,136,562	100.0

(2) 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社製品は自動車産業の設備投資に密接な影響を受けており、世界規模での自動車産業の設備投資に対応できる販売体制、サービスメンテナンス体制及び生産体制の確立が不可欠であると考えております。

したがって、利益の確保と海外販売拠点、サービス拠点、生産拠点への投資のバランスを計りつつも積極的な海外投資を行っていかねばならないと考えております。

また、直接投資のみならず海外代理店の整備、拡充、教育も重要な戦略に位置付けながら海外市場開拓に注力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (平成26年3月期)	第22期 (平成27年3月期)	第23期 (平成28年3月期)	第24期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	—	—	3,573,630	4,136,562
経 常 利 益 (千円)	—	—	695,099	929,921
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	458,504	598,672
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	168.61	220.17
総 資 産 (千円)	—	—	4,792,106	5,397,476
純 資 産 (千円)	—	—	4,112,568	4,602,996

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第23期より連結計算書類を作成しているため、第22期以前の数値については記載しておりません。

3. 当社は、平成28年12月21日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	出資比率	主要な事業内容
ESTIC (THAILAND) CO.,LTD.	49.8%	製品の販売及び据付、修理、その他付随業務
ESTIC AMERICA, INC.	100.0%	製品の販売及び据付、修理、その他付随業務

(7) 主要な事業内容

当社は、ネジ締付省力機械等の設計製作、販売及び修理を行っております。

(8) 主要な営業所等

①当社

本 社 大阪府守口市橋波東之町二丁目5番9号
営業所

名 称	所 在 地
東 京 営 業 所	横 浜 市 港 北 区
中 部 営 業 所	愛 知 県 岡 崎 市

工 場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	大 阪 府 守 口 市
東 郷 事 業 所	大 阪 府 守 口 市

②子会社

名 称	所 在 地
ESTIC (THAILAND) CO.,LTD.	タイ(バンコク)
ESTIC AMERICA, INC.	アメリカ(ケンタッキー州)

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
112名	13名増

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
101名	11名増	37.7歳	8.1年

(注) 従業員数には臨時従業員18名の人数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成29年3月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,942,000株(自己株式222,944株を含む)
(3) 株 主 数 1,321名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
弘 鈴 興 産 株 式 会 社	440,000	16.18
鈴 木 弘	394,800	14.51
株 式 会 社 日 伝	280,000	10.29
池 田 康 廣	222,000	8.16
エ ス テ ィ ッ ク 従 業 員 持 株 会	148,500	5.46
長 沼 商 事 株 式 会 社	140,000	5.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	88,400	3.25
飯 田 雅 次	73,000	2.68
加 藤 誠	48,400	1.78
伊 勢 嶋 勇	34,100	1.25

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(222,944株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成29年3月20日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	鈴 木 弘	管理部長 標準品グループ部長
専 務 取 締 役	池 田 康 廣	
常 務 取 締 役	伊勢嶋 勇	
取 締 役	伊 藤 隆 也	
常 勤 監 査 役	石 田 義 孝	
監 査 役	松 下 征 輝	
監 査 役	沢 田 恒 夫	

- (注) 1. 監査役 石田義孝氏、松下征輝氏、沢田恒夫氏は社外監査役であります。
2. 監査役 松下征輝氏は、会社の経理部門において長年勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 松下征輝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	4 名	75,030千円
監 査 役	3 名	9,300千円
合 計	7 名	84,330千円

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役3名に対する報酬等は、総額9,300千円であります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月19日開催の第14回定時株主総会において年額100,000千円以内（使用人給与とは含まない）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月19日開催の第14回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	石田 義孝	当事業年度の取締役会22回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回すべてに出席し、議案審議に必要な発言を適宜に行っております。
監査役	松下 征輝	当事業年度の取締役会22回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回すべてに出席し、議案審議に必要な発言を適宜に行っております。
監査役	沢田 恒夫	当事業年度の取締役会22回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回すべてに出席し、議案審議に必要な発言を適宜に行っております。

④社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従来より社外取締役の選定について検討していましたが、適任者を確保するには至らず、社外取締役を選任しておりませんでした。

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、会社法の改正にともない、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」へ移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成29年6月16日開催予定の第24回定時株主総会に上程いたします。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
②	当社の会計監査人に当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の額	18,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

業務改善命令(業務管理体制の改善)

3ヶ月間の業務の一部の停止命令(契約の新規の締結に関する業務の停止)

(平成28年1月1日から同年3月31日)

③ 処分理由

他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明したため。

また、運営が著しく不当と認められたため。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、複数の社外監査役を選任し、また取締役会を定期的に開催することにより相互牽制機能の充実に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険の管理は、業務を執行する担当役員が日常での全体管理を行います。万一、損失の危険が、業績に重大な影響を及ぼすおそれが生じた場合は、担当役員が社長へ報告するとともに緊急に取締役会を開催しその対応を早急に検討し、これらの状況は監査役会へ報告するものとします。また、当社の業績に重要な影響を及ぼすとされる事項は、遅滞なく会計監査人へ報告するとともに、適時開示等によりステークホルダーに開示します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画により全社的な目標を設定し、その目標を達成するため担当役員は具体策を実行します。重要事項の決定と各取締役の業務執行状況の報告並びに取締役の職務執行の監督を行うため、当社は取締役会を月1回以上開催する体制をとっております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は使用人に対するコンプライアンス教育を継続的に行います。

使用人が法令又は定款に違反するおそれのある行為を発見した場合は速やかに、取締役又は監査役へ通報しなければならないことを周知しております。

(6) 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団の事業活動が法令及び定款に適合することを確保し、且つ横断的に業務の適正性と効率性を確保するために定期的な報告ルールの充実に努め、企業集団の適正な管理を実践しております。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査を実効的に行うために監査役の職務を補助すべき使用人の配属を求めたときは、それを適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人を配置します。また、監査役の職務の独立性を確保するため、監査役の職務を補助する使用人の異動については、監査役会の同意を得て行い、また当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとします。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役又は監査役会へ報告を行います。また、取締役及び使用人は監査役から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに監査役又は監査役会へ必要な報告を行います。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査計画の策定に当たり会計監査人及び内部監査人との意見交換を行い、監査の方法及び監査業務の役割分担を含め監査役会でこれを決定します。監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士及び税理士等との連携により適切な監査を行います。また、監査役は監査に必要な情報を収集するために各種重要な会議への出席、稟議書その他の重要な書類の閲覧をすることができます。

- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に評価を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、評価の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,596,872	流 動 負 債	626,151
現金及び預金	797,602	買掛金	149,792
受取手形及び売掛金	1,637,905	未払金	96,755
商品及び製品	309,163	未払費用	66,924
仕掛品	117,607	未払法人税等	218,500
原材料	580,692	未払消費税等	22,375
繰延税金資産	119,685	繰延税金負債	7,411
その他	41,919	賞与引当金	40,715
貸倒引当金	△7,703	製品保証引当金	19,000
固 定 資 産	1,800,603	その他	4,677
有形固定資産	1,348,362	固 定 負 債	168,327
建物及び構築物	427,166	繰延税金負債	5,744
機械装置及び運搬具	17,841	退職給付に係る負債	162,583
工具器具及び備品	68,650	負 債 合 計	794,479
土地	829,603	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	5,100	株 主 資 本	4,558,511
無形固定資産	30,057	資本金	557,000
ソフトウェア	29,177	資本剰余金	639,750
電話加入権	880	利益剰余金	3,579,997
投資その他の資産	422,183	自己株式	△218,235
投資有価証券	79,999	その他の包括利益累計額	39,167
関係会社出資金	192,233	その他有価証券評価差額金	21,270
繰延税金資産	22,104	為替換算調整勘定	17,897
保険積立金	115,359	非支配株主持分	5,316
その他	13,285		
貸倒引当金	△800	純 資 産 合 計	4,602,996
資 産 合 計	5,397,476	負債及び純資産合計	5,397,476

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成28年3月21日から〕
〔平成29年3月20日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,136,562
売 上 原 価		2,431,504
売 上 総 利 益		1,705,057
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		789,550
営 業 利 益		915,507
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	144	
受 取 配 当 金	1,702	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	27,428	
そ の 他	2,019	31,294
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	16,871	
そ の 他	9	16,880
経 常 利 益		929,921
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		929,921
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	351,619	
法 人 税 等 調 整 額	△14,852	336,766
当 期 純 利 益		593,154
非支配株主に帰属する当期純損失		△5,517
親会社株主に帰属する当期純利益		598,672

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成28年3月21日から
平成29年3月20日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	557,000	639,750	3,076,500	△217,815	4,055,435
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△95,175		△95,175
親会社株主に帰属 する当期純利益			598,672		598,672
自己株式の取得				△420	△420
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	503,496	△420	503,076
当 期 末 残 高	557,000	639,750	3,579,997	△218,235	4,558,511

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	11,519	34,145	45,665	11,468	4,112,568
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△95,175
親会社株主に帰属 する当期純利益					598,672
自己株式の取得					△420
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9,750	△16,247	△6,497	△6,151	△12,648
当 期 変 動 額 合 計	9,750	△16,247	△6,497	△6,151	490,427
当 期 末 残 高	21,270	17,897	39,167	5,316	4,602,996

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 ESTIC (THAILAND) CO., LTD. 、 ESTIC AMERICA, INC.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1 社

持分法を適用した関連会社の名称 SHANGHAI ESTIC CO., LTD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるESTIC (THAILAND) CO., LTD. 及びESTIC AMERICA, INC. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、これらの会社の平成28年12月31日現在の財務諸表を使用し、当連結会計年度末までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品

先入先出法による原価法

製品・仕掛品

見込生産品については主として移動平均法による原価法、受注生産品については個別法による原価法

原材料

移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。(ただし、在外子会社は、定額法)

ただし、当社の平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～38年

工具器具及び備品 2年～15年

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の無償保証期間の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく負担見込額を計上しております。

(追加情報)

保証期間に発生する無償修理費用は、従来、発生時の費用として計上しておりましたが、将来の無償修理費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、当連結会計年度より将来発生が見込まれる金額を製品保証引当金として計上しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19,000千円減少しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、**「連結財務諸表に関する会計基準」**(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

468,034千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 2,942,000株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	95,175	70	平成28年3月20日	平成28年6月20日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(議案)	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	130,514	48	平成29年3月20日	平成29年6月19日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。

資金調達については、自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、営業上の関係を有する企業の株式であります。株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権等については販売部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行い、顧客ごとに期日及び残高を管理し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	797,602	797,602	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,637,905		
貸倒引当金 (※1)	△7,703		
	1,630,201	1,630,201	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	79,999	79,999	—
資産計	2,507,803	2,507,803	—

※1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

上場株式の時価は、取引所の価格によっております。

2. 関係会社出資金(連結貸借対照表計上額192,233千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表に含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,690円91銭

2. 1株当たり当期純利益 220円17銭

(注) 当社は、平成28年12月21日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を計算しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成29年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,528,394	流 動 負 債	615,583
現金及び預金	823,280	買掛金	149,792
受取手形	579,804	未払金	96,096
売掛金	1,125,056	未払費用	64,872
製品	193,320	未払法人税等	218,500
仕掛品	117,607	未払消費税等	22,216
原材料	580,692	前受金	3,282
前払費用	1,600	預り金	1,107
繰延税金資産	87,805	賞与引当金	40,715
未収入金	14,728	製品保証引当金	19,000
その他の	12,460	固 定 負 債	162,583
貸倒引当金	△7,963	退職給付引当金	162,583
固 定 資 産	1,660,681	負 債 合 計	778,166
有 形 固 定 資 産	1,313,368	純 資 産 の 部	
建築物	395,549	株 主 資 本	4,389,638
構築物	30,704	資本金	557,000
機械及び装置	6,577	資本剰余金	639,750
車両運搬具	134	資本準備金	639,750
工具器具及び備品	45,699	利 益 剰 余 金	3,411,124
土地	829,603	利益準備金	7,700
建設仮勘定	5,100	その他利益剰余金	3,403,424
無 形 固 定 資 産	30,057	別途積立金	1,400,000
ソフトウェア	29,177	繰越利益剰余金	2,003,424
電話加入権	880	自 己 株 式	△218,235
投資その他の資産	317,254	評価・換算差額等	21,270
投資有価証券	79,999	その他有価証券評価差額金	21,270
出資金	20		
関係会社出資金	69,828		
繰延税金資産	41,572		
保険積立金	115,359		
その他	11,274		
貸倒引当金	△800		
資 産 合 計	5,189,075	純 資 産 合 計	4,410,909
		負債及び純資産合計	5,189,075

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成28年 3 月21日から
平成29年 3 月20日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,011,451
売 上 原 価		2,468,788
売 上 総 利 益		1,542,663
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		669,223
営 業 利 益		873,439
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	107	
受 取 配 当 金	1,702	
為 替 差 益	1,418	
雑 収 入	1,941	5,169
営 業 外 費 用		
雑 損 失	9	9
経 常 利 益		878,600
税 引 前 当 期 純 利 益		878,600
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	331,542	
法 人 税 等 調 整 額	△30,742	300,799
当 期 純 利 益		577,800

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成28年3月21日から〕
〔平成29年3月20日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	557,000	639,750	639,750	7,700	1,400,000	1,520,799	2,928,499
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△95,175	△95,175
当 期 純 利 益						577,800	577,800
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	482,624	482,624
当 期 末 残 高	557,000	639,750	639,750	7,700	1,400,000	2,003,424	3,411,124

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△217,815	3,907,434	11,519	11,519	3,918,954
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△95,175			△95,175
当 期 純 利 益		577,800			577,800
自己株式の取得	△420	△420			△420
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			9,750	9,750	9,750
当事業年度中の変動額合計	△420	482,204	9,750	9,750	491,954
当 期 末 残 高	△218,235	4,389,638	21,270	21,270	4,410,909

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

①製品・仕掛品

見込生産品については移動平均法による原価法、受注生産品については個別法による原価法

②原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数については次のとおりであります。

建物	17年～38年
----	---------

工具器具及び備品	2年～15年
----------	--------

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の無償保証期間の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく負担見込額を計上しております。

(追加情報)

保証期間に発生する無償修理費用は、従来、発生時の費用として計上しておりましたが、将来の無償修理費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、当事業年度より将来発生が見込まれる金額を製品保証引当金として計上しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ19,000千円減少しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	444,399千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	553,978千円
短期金銭債務	1,894千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高の総額	740,711千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	3,554千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	普通株式	222,944株
------------------------	------	----------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

①流動資産

貸倒引当金	2,457千円
賞与引当金	12,564千円
製品保証引当金	5,863千円
未払役員賞与	9,412千円
たな卸資産評価損	24,769千円
未払事業税	13,289千円
その他	19,449千円
合計	87,805千円

②固定資産

投資有価証券(減損)	1,540千円
関係会社出資金(減損)	5,205千円
ゴルフ会員権(減損)	2,694千円
退職給付引当金	49,782千円
小計	59,223千円
評価性引当額	△9,440千円
繰延税金負債(固定)との相殺	△8,210千円
合計	41,572千円

繰延税金資産合計 129,378千円

(繰延税金負債)

固定負債	
其他有価証券評価差額金	△8,210千円
繰延税金資産(固定)との相殺	8,210千円
繰延税金負債合計	—

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (会社等)	㈱日伝	大阪市中央区	5,368	機械設備及び機械器具関連商品の販売	(被所有)直接10.3	当社製品の販売及び原材料(部品・資材等)の購入	製品の販売	293,953	売掛金	29,276
							原材料の購入	812,789	買掛金	54,683

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品の販売及び原材料の購入については、一般取引先と同様、市場価格をもとに合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	SHANGHAI ESTIC CO., LTD.	中国 上海市	60	当社製品の販売、ネジ締付装置の製造・販売及び修理・点検	(所有)直接50.0	当社製品の販売及び当社製品を組み込んだ製品の製造・販売、当社製品の外注加工 役員の兼任3名	製品の販売	204,675	売掛金	285,131
連結子会社	ESTIC (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	12	当社製品の販売及び据付、修理、その他付随業務	(所有)直接49.8	当社製品の販売及び据付、修理、その他付随業務 役員の兼任1名	製品の販売	67,788	売掛金	31,418
連結子会社	ESTIC AMERICA, INC.	アメリカ ケンタッキー州	50	当社製品の販売及び据付、修理、その他付随業務	(所有)直接100.0	当社製品の販売及び据付、修理、その他付随業務 役員の兼任1名	製品の販売	450,010	売掛金	213,405

- (注) 1. 上記取引金額及び期末残高には消費税等を含んでおりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品の販売については、一般取引先と同様、市場価格をもとに合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,622円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 212円49銭 |

(注) 当社は、平成28年12月21日付けで、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

株式会社エスティック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川 一之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山 直孝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスティックの平成28年3月21日から平成29年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスティック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月18日

株式会社エスティック
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中川 一之 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	笹山 直孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスティックの平成28年3月21日から平成29年3月20日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膳本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月21日から平成29年3月20日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5 月19日

株式会社エスティック 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	石田 義孝	㊞
社外監査役	松下 征輝	㊞
社外監査役	沢田 恒夫	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 48円

総額 130,514,688円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第32条第2項（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第12条 (条文省略)	第5条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条 (条文省略)	第19条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当社の取締役は、 <u>5</u> 名以内とする。	第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、 <u>7</u> 名以内とする。
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、 <u>3</u> 名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、 <u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> 第27条 (条文省略) (新設) 第28条 (条文省略) (取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役にに対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第25条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第27条 (現行どおり) (業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第29条 (現行どおり) (取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	変更案
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める額とする。	(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。 (取締役の責任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の<u>会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役および監査役会の設置) 第32条 当会社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (監査役の員数) 第33条 当会社の監査役は、3名以内とする。 (監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(監査等委員会の設置) 第33条 当会社は<u>監査等委員会</u>を置く。 (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
(監査役の任期) 第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
(常勤監査役) 第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(監査役会の決議の方法) 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(監査等委員会の決議の方法) 第35条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(監査役会の議事録) 第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(監査等委員会の議事録) 第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(監査役会規則) 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(監査等委員会規則) 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
(監査役の報酬等) 第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
(監査役の責任免除) 第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める額とする。	(削 除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第43条～第45条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第38条～第40条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第47条～第50条 (条文省略) (新設)	第42条～第45条 (現行どおり) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当社は、第24回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第24回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	す ず き ひろし 鈴 木 弘 (昭和13年5月5日生)	昭和44年9月 太陽鉄工株式会社(現 株 式会社T A I Y O)入社 平成5年8月 同社退社 平成5年8月 当社設立 当社代表取締役社長 現在に至る	394,800株
2	い け だ やすひろ 池 田 康 廣 (昭和28年2月20日生)	昭和60年2月 太陽鉄工株式会社(現 株 式会社T A I Y O)入社 平成5年8月 同社退社 平成5年8月 当社設立 当社取締役工場長 平成9年5月 当社常務取締役生産本部 長 平成24年4月 当社専務取締役生産本部 長 平成26年1月 当社専務取締役 現在に至る	222,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	い せ じ ま い さ む 伊勢嶋 勇 (昭和37年1月26日生)	平成7年4月 当社入社 平成15年4月 当社管理部部長 平成17年6月 当社取締役管理部長 平成19年5月 当社取締役管理本部長 平成24年4月 当社常務取締役管理本部長 平成26年1月 当社常務取締役管理部長 現在に至る	34,100株
4	い と う た か や 伊藤 隆也 (昭和42年2月24日生)	平成5年12月 当社入社 平成12年3月 当社開発課長 平成16年3月 当社開発部次長 平成22年3月 当社開発部長 平成26年1月 当社標準品グループ部長 平成26年6月 当社取締役標準品グループ部長 現在に至る	23,600株
5 新任	す ず き ひろひで 鈴木 弘英 (昭和45年2月19日生)	平成24年4月 当社入社 平成27年1月 ESTIC AMERICA, INC. (出 向) Vice President 現在に至る	26,200株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
1 新任	さわだ つねお 沢 田 恒 夫 (昭和22年5月17日生)	昭和41年3月 株式会社日伝入社 平成13年6月 同社取締役近畿ブロック 長 平成16年4月 同社取締役近畿ME統括 部長 平成21年4月 同社取締役西部ME統括 部管掌 平成21年6月 当社監査役就任 現在に至る	1,000株
2 新任	まつした まさてる 松 下 征 輝 (昭和13年7月25日生)	平成7年8月 カワセコンピュータサプ ライ株式会社入社 平成11年1月 同社退社 平成18年6月 当社監査役就任 現在に至る	1,100株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3 新任	こうぶち けんじ 河 渕 健 司 (昭和25年7月10日生)	昭和50年4月 太陽鉄工株式会社(現 株式会社TAIYO)入社 平成13年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成26年6月 同社取締役会長 平成27年9月 同社取締役会長退任 平成28年6月 油研工業株式会社 取締役(社外)就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 油研工業株式会社 取締役(社外)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 本総会終結の時をもって、沢田恒夫氏の社外監査役在任期間は8年、松下征輝氏の社外監査役在任期間は11年となります。
4. 各候補者は、企業経営について豊富な経験と見識を有していることから、経営全般の監視を期待して、社外取締役候補者とするものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月19日開催の第14回定時株主総会において年額100,000千円以内(使用人給与は含まない)とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

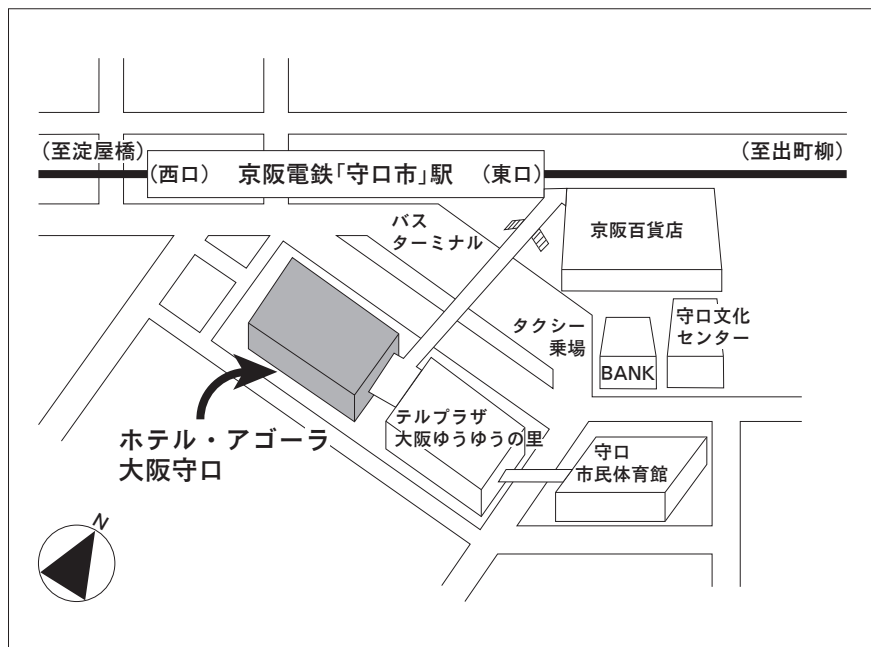
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額30,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府守口市河原町10-5
ホテル・アゴーラ大阪守口
2 F ロイヤルプリンセス
TEL 06-6994-1111



交通 京阪電鉄「守口市」駅下車 東口より徒歩約2分